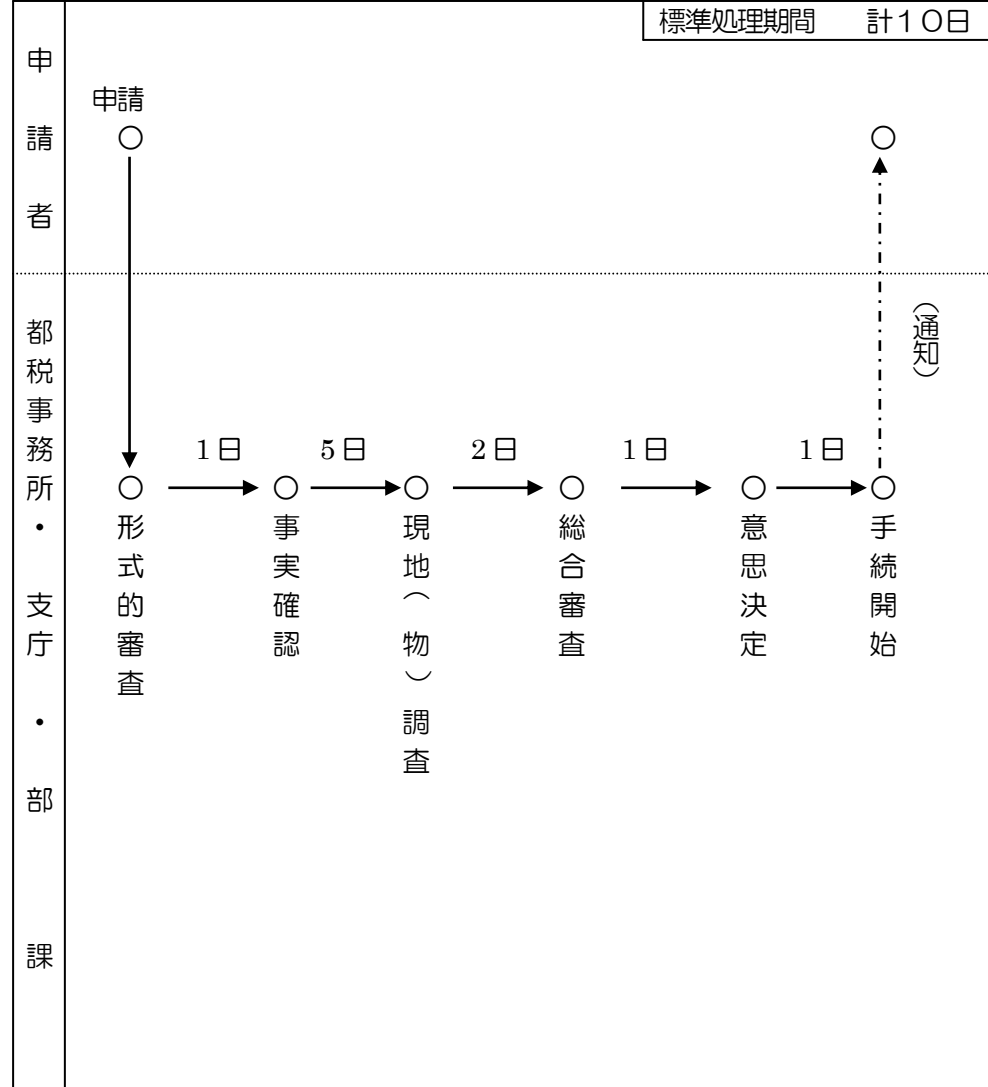


事務処理フロー図

事務名 滞納処分における第三者の権利の目的となっている財産の差押換えの請求事務 作成部署 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 電話 5388-3024  
《事務処理フロー図》 《事務処理フロー図の説明》



| 項番 | 項目       | 説明  |
|----|----------|---|
| 1  | 形式審査     | 提出された請求書に記入漏れがないかどうかを審査します。                   |
| 2  | 事実確認     | 請求書記載内容について、関係機関(者)に対し事実確認を行い請求内容と相違ないか確認します。 |
| 3  | 現地(物)調査  | 差押換え財産の現地(物)を確認し、請求書記載内容の現況を確認します。            |
| 4  | 総合審査     | 事実確認等調査事実に基づき、請求の要件を満たすか否かについて総合審査をします。       |
| 5  | 意思決定     | 相当と認めるか否かについて都税事務所長等が決定します。                   |
| 6  | 手続開始(通知) | 認める場合には、差押換えの手続を行い、認めない場合には請求者に通知をします。        |
| 7  |          |   |
| 8  |          |   |
| 9  |          |   |
| 10 |          |   |